



# 秋の全国交通安全運動

平成29年9月21日（木）～9月30日（土）までの10日間

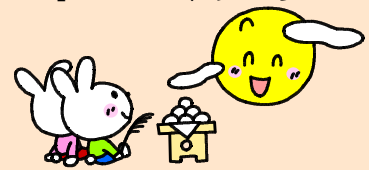
これからの時期、日没時間も急激に早まり、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が増加する傾向にあります。

県警では、事故防止のため取締りを強化します。また関係機関・団体と協力した各種キャンペーン等を実施しますので、是非、御参加ください。

また、**9月30日（土）は『交通事故死ゼロを目指す日』**です。

「交通事故を起こさない」だけでなく「交通事故に遭わない」ために、交通安全についてご家族で話し合ってみてはいかがでしょうか。

**スローガン** 身につけよう 命のお守り 反射材



## 重点目標

1. 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
2. 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
4. 飲酒運転の根絶

## 1 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

運転者・職場・家族・地域ぐるみで子供や高齢者に対する保護意識を強く持ち、交通事故を防止しましょう。

### (1) 子供の交通事故防止

- 「とび出し」の危険性と、「止まる」ことの大切さを理解させましょう。
- 走行中の車の直前直後横断の危険性を理解させましょう。
- 安全な横断の手順を正しく理解させ、習慣にさせましょう。
- 交差点を通行するときも「止まるー見るー待つ」を徹底させましょう。



### (2) 高齢者の交通事故防止

- 「通り慣れた道路こそ危険」です。特に道路横断時には、安全確認を徹底しましょう。
- 夜間の外出時には明るい色の服を着用したり、反射材を活用しましょう。
- 発進時はアクセルとブレーキを確認し、走行中は標識や表示をよく見て運転しましょう。
- 高齢者の運転に関して、ご家庭や地域で話し合いましょう。

自動ブレーキとペダル踏み違い時加速抑制装置の搭載された、高齢運転者向けのセーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の普及啓発に努めています。



## 2 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

### (1) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

千葉県では夕暮れ時から夜間にかけて道路横断中の交通事故を防ぐため、

『3・ライト運動』の実践を呼び掛けています。

### 3・ライト運動

#### ①ライト（前照灯）

車を運転するときは、早めのライト点灯により車の接近を知らせ、ライトの上向き下向きを小まめに切り替えて、歩行者や自転車を早く発見しましょう。

#### ②ライトアップ（目立つ）

歩行者や自転車利用者は、車から発見されやすいように反射材やLEDライトを付けて、自分を目立たせましょう。

#### ③ライト（Right:右）

車を運転するときは、道路の右側から横断してくる歩行者等に注意しましょう。



#### (2) 自転車乗用中の交通事故防止

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されました。

自転車に乗る前の準備と乗る時のルールについて理解を深め、交通ルールとマナーを守って安全に利用しましょう。

#### あなたとみんなの命を守る『ちばサイクルール』

##### 【自転車に乗る前のルール】

- ①自転車保険に入ろう
- ②点検整備をしよう
- ③反射器材を付けよう
- ④ヘルメットをかぶろう
- ⑤飲酒運転はやめよう

##### 【自転車に乗るときのルール】

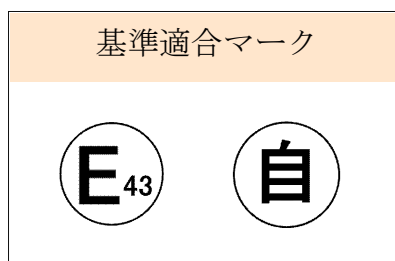
- ①車道の左側を走ろう
- ②歩いている人を優先しよう
- ③ながら運転はやめよう
- ④交差点では安全確認しよう
- ⑤夕方からライトをつけよう



### 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

交通事故発生時における被害の防止・軽減を図るため、全席シートベルト着用とチャイルドシートの正しい着用を徹底しましょう。

子供を車に乗せるときは、体格に合ったチャイルドシートやジュニアシートを着用しましょう。また、国の基準に適合したチャイルドシートを使用しましょう。



乳児用シート



ジュニアシート



学童用シート

### 4 飲酒運転の根絶

『飲酒運転は絶対しない、させない、許さない』という規範意識の下、県民総ぐるみで飲酒運転の根絶を目指しましょう。

※自転車も車両です！飲酒運転は絶対にやめましょう！

## 運転者への罰則

### ○酒酔い運転

5年以下の懲役、又は  
100万円以下の罰金

違反点数

35点

### ○酒気帯び運転

3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金

0.25mg以上/呼気1ℓ

違反点数

25点

0.25mg未満/呼気1ℓ

違反点数

13点



## 車両提供者、酒類提供者、同乗者への罰則

### ○車両提供

◇運転者が酒酔い

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

◆運転者が酒気帯び

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

### ○酒類の提供、同乗者

◇運転者が酒酔い

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

◆運転者が酒気帯び運転

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

### ○飲酒検知拒否

3月以下の懲役又は50万円以下の罰金



## ハンドルキーパー運動

ハンドルキーパーとは、自動車で飲食店などに行く場合に、  
お酒を飲まずに仲間を自宅まで送り届ける人のことです。



ハンドル  
キーパー